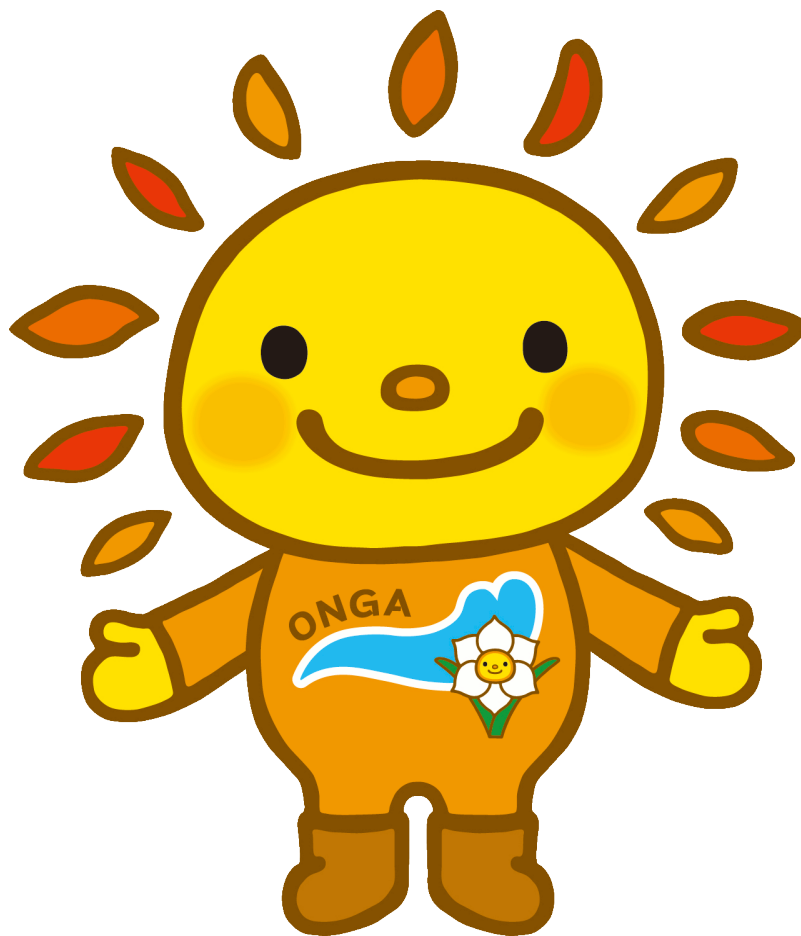


保育施設等のしおり



遠賀町役場
(令和8年4月時点)

【申し込み・提出・問い合わせ先】
こども家庭課 子育て支援係 093-293-1254

目 次

・ 保育施設等とは？	P. 1
・ 保育年齢とは？	P. 1
・ 教育・保育給付認定とは？	P. 1
・ 保育施設等を利用できる時間（保育必要量）	P. 2
・ 保育を受けられる期間 と 届出が必要なとき	P. 3
・ 保育料 と 副食費	P. 4～5
・ 広域入所（広域委託）	P. 5
・ // （広域受託）	P. 5
・ 一時預かり事業	P. 5
・ 各保育施設等の紹介 [遠賀川保育園]	P. 6
・ // [南部保育園]	P. 6
・ // [山びこ保育園]	P. 6
・ // [遠賀中央幼稚園]	P. 7
・ // [愛あい保育園]	P. 7
・ // [モクセイ保育園]	P. 7
・ 入所審査とは？	P. 8～9
・ お知らせ・質問等	P. 10～11
・ 幼児教育・保育の無償化	P. 12～13
・ 遠賀町の地図（各施設等の配置図）	P. 14

保育施設等とは？

「保育施設等」とは、平成24年8月に施行された子ども・子育て支援法とこの法律に関連し平成27年4月に本格スタートした子ども・子育て支援新制度により、幼稚園、保育園、認定こども園や地域型保育事業等を総称したものです。

遠賀町には、私立の認定こども園が1園（遠賀中央幼稚園）、私立の保育園が3園（遠賀川保育園、南部保育園、山びこ保育園）と事業所内保育所（愛あい保育園）があります。
各保育施設等の情報は、後の「各保育施設等の紹介」をご覧ください。

保育年齢とは？

「保育年齢」とは、4月2日時点の年齢のことであり、学校でいう0年生とほぼ同じ意味です。

保育年齢は0歳児という言い方をし、年度途中で実際の年齢が繰り上がったとしても、その年度中に保育年齢が変わることがありません。「年度途中で6歳が7歳になっても、1年生が2年生にはならない。」ことと同じです。

また、各保育施設等での保育クラス（＝0歳児クラス）は、この保育年齢により決定されます。

なお、令和7年度と令和8年度の保育年齢は、次の表のとおりです。

保育年齢	該当する子どもの生年月日
5歳児	平成31年4月2日 から 令和2年4月1日 の間
4歳児	令和2年4月2日 から 令和3年4月1日 の間
3歳児	令和3年4月2日 から 令和4年4月1日 の間
2歳児	令和4年4月2日 から 令和5年4月1日 の間
1歳児	令和5年4月2日 から 令和6年4月1日 の間
0歳児	令和6年4月2日 以降

⇒ 令和8年度 ⇒

⇐ 令和7年度 ⇐

保育年齢	該当する子どもの生年月日
5歳児	令和2年4月2日 から 令和3年4月1日 の間
4歳児	令和3年4月2日 から 令和4年4月1日 の間
3歳児	令和4年4月2日 から 令和5年4月1日 の間
2歳児	令和5年4月2日 から 令和6年4月1日 の間
1歳児	令和6年4月2日 から 令和7年4月1日 の間
0歳児	令和7年4月2日 以降

教育・保育給付認定とは？

「子どものための教育・保育給付認定」とは、保育施設等を利用するために必要なもので、子どもの年齢、世帯の状況や希望する保育施設等により3つに区分されます。

幼稚園や認定こども園（幼稚園部分）を希望する場合は「1号認定（教育認定）」、保育園、認定こども園（保育園部分）や事業所内保育所を希望する場合は「2号認定（保育認定）」または「3号認定（保育認定）」を受ける必要があります。

「3号認定」の場合は3歳になることで年度途中で「2号認定」に切り換わりますが、「保育年齢」と同じように、年度途中で認定が切り換わったとしても、その年度中は「3号認定」として取り扱います。

認定区分	1号認定（教育認定）	2号認定（保育認定）	3号認定（保育認定）
子どもの年齢、世帯の状況や希望する施設	子どもが満3歳以上で、幼児期の教育を希望し、幼稚園や認定こども園で教育を必要とするとき	子どもが満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育園や認定こども園で保育を必要とするとき	子どもが3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育園、認定こども園や事業所内保育所等で保育を必要とするとき

保育施設等を利用できる時間（保育必要量）

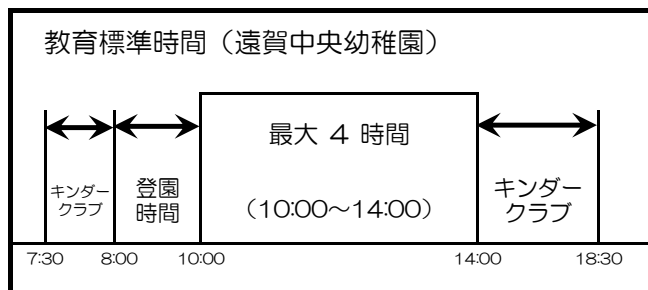
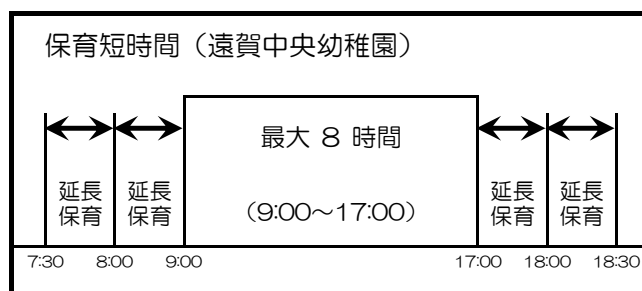
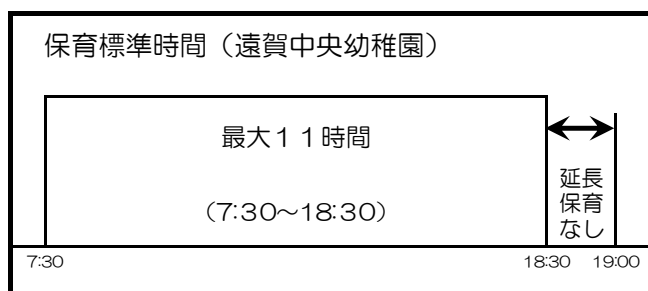
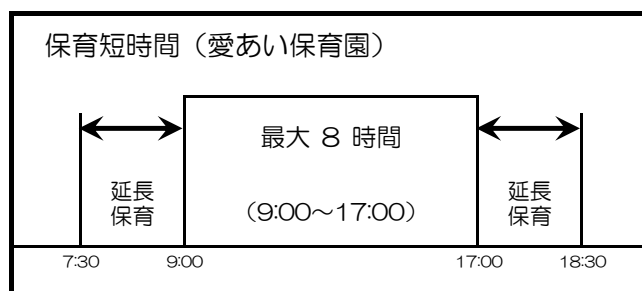
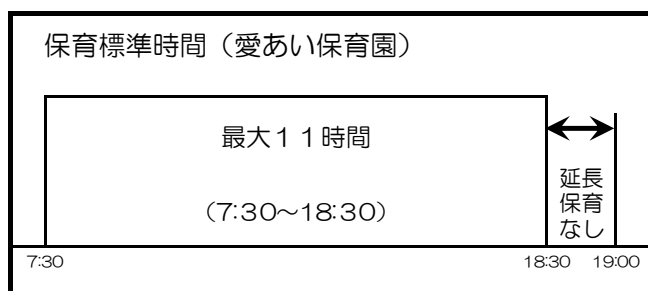
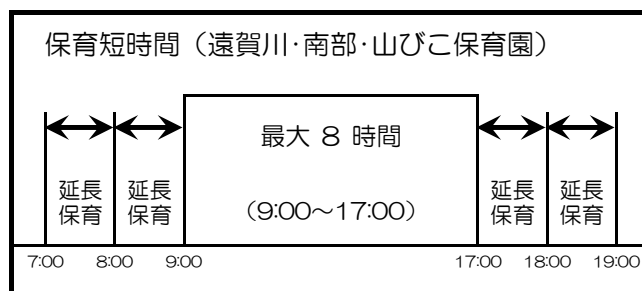
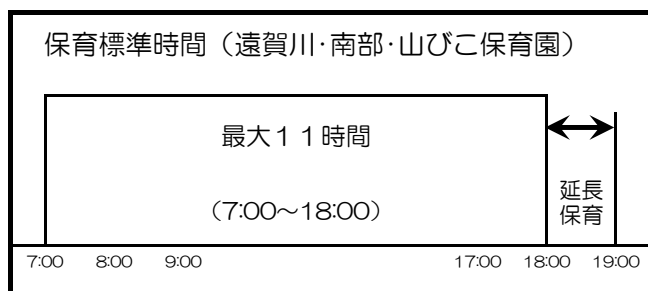
保育施設等を利用できる時間は、教育・保育給付認定や保育の必要な事由等により3つに区分されます。

幼稚園や認定こども園（幼稚園部分）を利用する場合は「教育標準時間」、保育園、認定こども園（保育園部分）や事業所内保育所等を利用する場合は「保育標準時間」または「保育短時間」のいずれかとなります。

なお、遠賀町の保育施設等では、区分毎に定められた時間以外を利用するときに、保育料とは別に利用料や延長料金等がかかります。

認定区分	教育標準時間	保育標準時間	保育短時間
利用できる時間	1日あたり 最大4時間	1日あたり最大11時間 ※ 就労（月に120時間以上または 120時間未満だが短時間だと常に延長 保育となる場合）、病気等の場合	1日あたり最大 8時間 ※ 就労（月に60～120時間未満）、 育児休業等取得中、求職等の場合

○利用できる時間のイメージ図



各保育園（保育標準または短時間）では1時間毎に200円または1時間30分で300円の「延長保育」を実施しており、遠賀中央幼稚園（保育短時間）の「延長保育」、遠賀中央幼稚園（教育標準時間）の「キンダークラブ」では利用時間により料金が異なります。

※ 「保育園で毎日常に延長保育を利用する場合」は、定額（月額）となる施設があります。金額や申込方法等については、各保育施設にお問い合わせください。

保育を受けられる期間と届出が必要なとき

保育を受けられる期間は、小学校就学前までで「保育の必要な事由」に該当する期間です。

また、「保育の必要な事由」には、期限があるもの、就労の状況や世帯の状況に変更があったときに届出をしていただくものがあります。

なお、変更となることがわかったときは、その時点で速やかに保育担当係へご連絡ください。

既に保育施設等を利用しているときに「保育の必要な事由」に該当しなくなったときは、保育施設等を利用することができなくなります（退園となります）。

要件	保育の必要な事由
	保育を受けられる期間
	届出が必要なとき
就労	家庭内外で1月に60時間以上の仕事をするを常態としている場合（会社勤務、自営業、パート等）
	仕事をしている期間
	転職するとき → 【就労証明書】を再提出してください。 退職するとき → 「保育の必要な事由」を切り換える必要があります。
病気等	病気や負傷しているまたは心身に障がいを持っている場合
	診断書等に記載された日までの期間
	病気等が完治したとき → 「保育の必要な事由」を切り換える必要があります。 期間が延びるとき → 【診断書等】を再提出してください。
産前・産後	産前・産後の場合
	出産予定日のおおむね前後8週間
	育児休業等を取得するとき → 育児休業等の期間の記載された【保育施設等の利用に関する申立書（育児休業等）】と【就労証明書】を提出してください。 職場復帰等するとき → 【就労証明書】を提出してください。
就学	就学中である場合（職業訓練校等を含む）
	就学している期間
	勤務を開始するとき → 【就労証明書】を提出してください。 退学や卒業するとき → 「保育の必要な事由」を切り換える必要があります。
育児休業等	育児休業等取得時に、既に保育施設等を利用している子どもがいて、継続利用が必要である場合
	育児休業等の要件にあたる子が1歳になる月までの期間
	職場復帰等するとき → 【就労証明書】を再提出してください。 育児休業等の要件にあたる子が1歳になる月以降も育児休業等の取得を希望するとき → 「保育の必要な事由」がなくなりますので、退園となります。 ※ 育児休業等取得中に申し込みをし、保育園に入所したときは、「入所できた月の翌月には職場復帰すること」が入所の条件となります。
求職	求職活動中である場合 ※ 「求職活動」という要件は、年度内に1回のみしか利用できません。
	入所後、おおむね3ヶ月の期間
	就労を開始するとき → 【就労証明書】を提出してください。 3ヶ月の期間を迎えるとき → 「保育の必要な事由」を更新または切り換える必要があります。
その他	火災、風水害、震災やその他の災害の復旧にあっている場合、虐待やDVのおそれがある場合、死亡、行方不明や拘禁等の理由により親がいない場合、その他、町長が認める前各号に類する状態にある場合
	状況により異なりますので、保育担当係にご連絡ください。
	状況により異なりますので、保育担当係にご連絡ください。

保 育 料 と 副 食 費

令和6年9月から、子育て世帯における経済的な負担の軽減のために保育料の軽減を拡大し、令和8年4月から、きょうだい児のカウント対象を国基準の小学校就学前から町独自に22歳（22歳に到達後の最初に迎える3月31日が到来していない者）まで拡大しました。

詳細については「遠賀町利用者負担額（保育料）基準額表」をご確認ください。

保育料（利用者負担額）と副食費（給食費のうちおかず代）の徴収／免除は、子どもの保育年齢、保護者等の住民税（市町村民税所得割額）や世帯の状況等（保育標準または短時間、上の子が幼稚園等）に応じて定められています。

保育料は、私立保育園を利用する場合は遠賀町に、私立保育園以外（公立保育施設、認定こども園、事業所内保育所等）を利用する場合は利用している施設または利用している施設のある市区町村に納める必要があります。月額保育料は「遠賀町利用者負担額（保育料）基準額表」をご確認ください。

副食費は、3歳児以上の子どもが利用している施設に納める必要があります。また、副食費は、保護者等の住民税や子どもの人数等により、利用している施設に納めなくてもよいことがあります。

保育料の支払方法について、、、

- ・私立保育園の場合は、口座引き落としをお願いいたします。
- ・私立保育園以外の場合は、各施設または各市区町村にお問い合わせください。

<<この後については、「遠賀町の私立保育園を利用している場合」を記載します。>>

○保育料等の決定時期と納期限

その月の保育料等は、月の初日（〇月1日）の世帯状況等により決定します。

また、保育料の決定と併せて、口座引落依頼データの作成、金融機関への口座引落依頼、納付書の発行や発送をします。

納期限は、口座引き落としも納付書によるお支払いであっても、その月の最終日（最終日が土日祝日の場合は、次の平日）です。

例）8月の保育料等の決定時期と納期限

8月の保育料は、8月1日の状況により、6～9日頃（土日の関係で前後あり）に決定します。

また、6～9日（同上）以前に口座振替依頼書が保育担当係に届いている場合は口座引き落とし、届いていない場合は納付書により納めていただきます。

8月の保育料の納期限は、原則として8月31日です。ただし、8月の最終日が土日の場合は、9月1日または2日が納期限（口座引き落としの方は引落日）です。

○保育料の督促状

督促状は、金融機関での口座引落結果、コンビニ等での納付書によるお支払いの結果により送付します。

納付書によるお支払いの人は、「通常の納付書」と「督促状の納付書」の届く時期が重なることがありますので、同封の文書を確認のうえお支払いください。

○保育料と副食費の徴収／免除が変更となるとき

保育料等は、【定期】と【随時】に変更します。

いずれの場合も、変更となる月の前月末には「特定教育・保育施設等利用者負担額（変更）決定通知書 兼 給食費（副食費）の徴収に関するお知らせ」により「保育料がいくらになるか」と「副食費が徴収されるのか、免除されるのか」をお知らせします。

なお、いずれの変更があっても、階層により金額が変わらない、副食費の徴収／免除が変わらないこともあります。

【定期】 4月の場合	年齢到達（2歳児が3歳児になった）やきょうだい児の卒園等の世帯の状況により変更します。 年齢到達の場合は保育料が0円になり副食費の徴収／免除の記載が追加される、きょうだい児の卒園の場合は保育料が上がるが多くなります。
【定期】 9月の場合	住民税の見直し（前年度ではなく今年度の住民税を算定基礎とする）により変更します。 住民税額により、保育料が上がることも下がることもあり、副食費の徴収／免除も変わります。
【随時】	世帯状況等（保育標準または短時間への変更、結婚または離婚等）の変化により変更します。 いずれかの変更があったときは、原則として届出をいただいた月の翌月分または変更があった月の翌月分からの保育料を変更します。

○きょうだい児が保育園以外を利用しているとき

保育施設等を利用している子どもの就学前のきょうだい（兄または姉）が別の保育施設等を利用しているときは、兄または姉の在園証明書等をご提出ください。

対象となる施設

保育園、幼稚園（正式入園から）、認定こども園（幼稚園部分は正式入園から）、特別支援学校幼稚部、知的障がい児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児通園部、児童心理治療施設通園部や児童デイサービス

○保育料等が算定できないとき

子どもの父または母の住民税がわからない場合（収入がなく非課税となる場合でも申告の手続きが必要です）は、保育料等の算定ができないため、0～2歳児は「一時的に保育料が最高額」に、3～4歳児は「副食費を徴収する」になります。

所得課税証明書の提出や申告等があった場合は、4月または9月に遡り保育料等を変更（過払いの場合は還付）します。

ただし、年度をまたいだときや9月の住民税の見直し完了後の場合は、保育料等の再算定ができませんのでご注意ください。

○家計の主宰者の判定（誰の住民税により保育料等を算定するか）

原則として、保育料等は、子どもの父と母の住民税を合算して算定します。

ただし、「父母の前年の収入額がどちらも103万円未満の場合は、同居の扶養義務者を家計の主宰者と判断する。」という例外があります。

これは「父と母の収入が低く同居の祖父や祖母等に収入がある場合は、収入が最も大きい祖父または祖母等を家計の中心者とみなすため、祖父または祖母等の住民税で保育料等を算定する。」ということです。

児童福祉法の関係通知や近隣市町で統一されていますので、ご理解ください。

○その他

世帯状況等の事情によりお支払いが困難となりそうなときは、分割払い等ができますので、お早めにご相談ください。

広域入所（広域委託）

広域委託とは、「遠賀町に住んでいる子どもが、町外の保育施設等を利用すること」です。

子どもや保護者が、広域委託先の各市区町村が定める基準と遠賀町が定める基準をどちらも満たす場合に限り、他市区町村の保育施設等への利用申し込みをすることができます。

広域委託を希望する場合の申込先は遠賀町です。申込期限は各市区町村の定める日となりますので、お早めに保育担当係にお問い合わせください。

○広域委託の申込基準

申込基準は各市区町村により異なりますので、広域委託を希望する保育施設等のある市区町村にお問い合わせください。

広域入所（広域受託）

広域受託とは、「町外に住んでいる子どもが、遠賀町の保育施設等を利用すること」です。

子どもや保護者が、遠賀町が定める基準と各市区町村が定める基準をどちらも満たす場合に限り、遠賀町の保育施設等への利用申し込みをすることができます。

広域受託を希望する場合の申込先はお住まいの各市区町村です。それぞれの保育担当窓口にお問い合わせください。

○広域受託の申込基準

遠賀町の申込基準は、「遠賀町の保育施設等で勤務する保育士等である」、「遠賀町に実家があり、里帰り出産をするときの一時的な期間」や「遠賀町の保育施設等に入所していたが、年度途中で町外に引っ越しをした」等の特別な場合です。

これらの基準は、待機児童の状況や社会情勢等により随時変更となることがありますので、広域受託を検討している場合はお早めにお住まいの役所等の保育担当係にご相談ください。

一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児（おおむね生後6ヶ月を経過した子）を一時的に預かる事業です。遠賀町では、遠賀川保育園、南部保育園、山びこ保育園で実施しています。

○利用料 0歳児から2歳児は1時間毎に500円、3歳児から5歳児は1時間毎に400円の利用料がかかります。
また、利用料とは別に、給食費等が必要となることがあります。

○利用可能日時 月曜日から土曜日の9：00から17：00までです。また、利用できる日数は、原則として週に3日までです。
※ 日曜日、祝日、年末年始やお盆等は利用できません。
※ 行事等と重なるときや一時預かり事業を利用する子どもが多いときは、利用できないことがあります。

○利用方法等 利用を希望する保育園へ直接お申し込みください。事前登録制ですので、利用を希望する保育園で登録申請書の記入と提出、面談等をしてください。登録が完了したら、利用を希望する日の前日の17：00までに保育園に予約をしてください。
※ 緊急に利用する必要があるときは、利用を希望する保育園にご相談ください。
※ 子どもが感染症等にかかっているときは、一時預かり事業を利用することはできません。

各 保 育 施 設 等 の 紹 介

○経営主体 社会福祉法人 遠賀会

○施設概要

住 所 : 遠賀町遠賀川二丁目6番22号
電 話 番 号 : 093-293-0184
規 模 : 【園舎】鉄筋コンクリート造り2階建て
: 【乳児棟】木造合金メッキ鋼板葺平家建て
: 【3歳児棟】鉄骨造合金メッキ鋼板葺平家建て
定 員 : 140名
設 置 年 月 : 昭和25年4月1日
受 入 年 齢 : おおむね生後3ヶ月を経過してから
嘱 託 医 : 内科 宮地子どもクリニック
: 歯科 柴田歯科医院

○理念・方針・目標

あたたかい雰囲気の中で、異年齢児との交流を大切に、一人ひとりの子どもの最善の利益を第一に考え、保護者に信頼される明るい園を目指します。

- ・体力強化を目指します。
- ・自尊感情を育てます。
- ・規範意識をもつよう育てます。
- ・知識欲を育てます。

遠 賀 川 保 育 園

(保 育 園)

定員の 内訳	0歳児	1歳児	2歳児
	約15名	約20名	約20名
	3歳児	4歳児	5歳児
	約25名	約30名	約30名

○経営主体 社会福祉法人 朝木会

○施設概要

住 所 : 遠賀町浅木二丁目19番27号
電 話 番 号 : 093-293-2256
規 模 : 【園舎】鉄筋コンクリート造り2階建て
: 【乳児棟】木造スレート葺き平屋建て
: 【おひさまほーる】鉄骨造ルーフィング葺き
定 員 : 160名
設 置 年 月 : 昭和32年4月1日
受 入 年 齢 : おおむね生後3ヶ月を経過してから
嘱 託 医 : 内科 宮地子どもクリニック
: 歯科 古橋歯科医院

○理念・方針・目標

児童福祉法に基づき、保育を必要とする乳幼児の健全な育成を行います。保育にあたっては、子どもの最善の利益を考え、児童の福祉を積極的に増進するよう努めながら、子どもの健やかな育ちを支え、保護者の子育てを支えます。

四季折々のいろいろなことを体験し、集団の中で互いに認め合い、育ち合い、一人一人が心を開き、自分を出し、表現できる豊かな感性を育みます。

南 部 保 育 園

(保 育 園)

定員の 内訳	0歳児	1歳児	2歳児
	約20名	約30名	約25名
	3歳児	4歳児	5歳児
	約25名	約30名	約30名

○経営主体 社会福祉法人 童心会

○施設概要

住 所 : 遠賀町島門1番13号
電 話 番 号 : 093-293-2227
規 模 : 鉄筋コンクリート造り2階建て
定 員 : 140名
設 置 年 月 : 昭和30年4月1日
受 入 年 齢 : おおむね生後6ヶ月を経過してから
嘱 託 医 : 内科 宮地子どもクリニック
: 歯科 ひさまつ歯科クリニック

○理念・方針・目標

集団生活を営むために、安全、規律、協調の三つの柱を主眼として保育にあたります。

特に仏教保育を基本方針として、その保育を実践するために、次の五つの項目を重点保育目標とします。

- ・すべてのものを大切にすることを育てます。(生命尊重)
- ・思いやりのある優しい心を育てます。(慈悲)
- ・よいことを進んで行う心を育てます。(奉仕)
- ・すべてのものに感謝する心を育てます。(報恩感謝)
- ・素直で美しい心を育てます。(反省)

山 び こ 保 育 園

(保 育 園)

定員の 内訳	0歳児	1歳児	2歳児
	約15名	約20名	約20名
	3歳児	4歳児	5歳児
	約25名	約30名	約30名

○経営主体 学校法人 遠賀学園

○施設概要

住所：遠賀町島門3番1号
電話番号：093-293-0097
規模：鉄筋コンクリート造り2階建て
定員：170名
設置年月：昭和43年8月1日
受入年齢：2歳児から（幼稚園部分）
：1歳児から（保育園部分）
嘱託医：内科 宮地子どもクリニック
：歯科 ひさまつ歯科クリニック

遠賀中央幼稚園

(幼稚園型認定こども園)

定員の内訳	幼稚園	3歳児 (満3歳児含む)	4歳児	5歳児
		42名	34名	34名
	保育園	0歳児	1歳児	2歳児
		—	6名	12名
		3歳児	4歳児	5歳児
14名	14名	14名		

○理念・方針・目標

1. 心静かに落ち着きをそなえ、仏の心を信じ、お互いに信じ合い、敬いあい拝み合う人間になろう
2. あやまちをあやまちとして、すなおに反省し、明朗な心と、健やかな体をそなえた人間となろう
3. おのれに対して厳しく、規律ある暮らしをし、規律の中にしあわせを喜び人間となろう
4. すべてのものの生命を大切にし、生かし合って行き、世の中のためにつくすという限りない願いをもった人間となろう
5. 充たされた一日一日を生き抜き、恵まれていることに感謝し、みずからの仕事を果たす使命感をもった人間となろう

○経営主体 医療法人 健愛会 健愛記念病院

○施設概要

住所：遠賀郡遠賀町木守1185番地
電話番号：093-293-1915 (FAX同)
規模：軽量鉄骨造り2階建ての1階部分
定員：19名 (内 地域枠5名)
設置年月：平成27年10月1日
受入年齢：おおむね生後8ヶ月を経過してから2歳児まで
(3歳児以降は、卒園または他の園に転園)

愛あい保育園

(事業所内保育所)

定員の内訳	0歳児	1歳児	2歳児
	2名	2名	1名
	3歳児	4歳児	5歳児
	—	—	—

○理念・方針・目標

- ・自主性を育てます。
- ・思いやりの気持ちが育つ、「心の基地」をめざします。
- ・個性を大切にします。
- ・自然との触れ合いを大切にします。

●一時預かり事業及び18：30以降の延長保育はありません。

○経営主体 有限会社 刀根電機工業所

○施設概要

住所：遠賀郡遠賀町大字若松438番地の1
電話番号：093-482-8620
規模：鉄骨コンクリート造り1階建て
定員：31名 (内 地域枠15名)
設置年月：令和4年3月20日
受入年齢：おおむね生後5ヶ月を経過してから
開園時間：7時から20時まで (365日開園)

モクセイ保育園

(企業主導型保育施設)

定員の内訳	0歳児	1歳児	2歳児
	4名	5名	5名
	3歳児	4歳児	5歳児
	5名	6名	6名

○理念・方針・目標

「子どもが主役」を合言葉に、子ども一人一人が主体的に、自由に生き生きと育てていけるような保育園を目指します。
子どもを預け日々お仕事をされる保護者の方に手間がかからない体制を目指しており、園で必要なおむつ、着替えや食事用エプロンなどは、全て園で用意し洗濯をします。お気軽に登園・降園していただけます。
最新のICTシステムを導入しており、子どもの成長がわかる日記をアプリで見ることができるとともに、遅刻や欠席の連絡が簡単にできるよう、保護者の負担を減らせるような体制を整えています。

入 所 審 査 と は ？

入所審査とは、毎月の保育園入所者を決定することです。

遠賀町では、日曜日、祝日、年始であっても毎月の初日（〇月１日）を入所日としており、毎月の申込期限までに申込書の提出が完了した子どもを対象に入所審査を行い、入所決定、内定や保留等を通知書の送付により保護者の方へお知らせします。

※ 遠賀町に住んでいない場合（今後引っ越し予定）でも、「教育・保育施設の利用に関する誓約書（転入）」を申込書一式と提出することで保育園の入所の申し込みをすることができます。

ただし、遠賀町にお引っ越しすることが入所決定の条件となるので、「未転入の場合は入所内定」となり、「転入されたら入所決定」となります。

なお、入所内定となった場合でも、入所する月の前月の１０日（土日祝日の場合は、次の開庁日）までに遠賀町に転入しなければ「内定取り消し」となりますのでご注意ください。

例１）４月入所申込書等の提出期間

- ・４月入所の場合は、１２月１日（土日祝日の場合は、次の開庁日）から１２月２８日（土日祝日の場合は、直前の開庁日）までが提出期間です。

※ 就労証明書等の添付書類は、１１月１日以降の日付けのものがが必要です。

例２）８月入所（４月入所以外）申込書等の提出期間

- ・８月入所（４月入所以外）の場合は、５月１日（土日祝日の場合は、次の開庁日）から７月１０日（土日祝日の場合は、次の開庁日）までが提出期間です。

※ 就労証明書等の添付書類は、５月１日以降の日付けのものがが必要です。

○利用調整について

入所審査時の利用調整は、次の方法で行います。

- ①各世帯の保育の必要な事由等の状況により、各子どもの優先順位を判定します。

※ 優先順位は、基本点数（就労、求職等）、調整点数（町内保育施設の保育士等、育児休業等復帰等）と児童加算（きょうだい同時申込等）の合計により算出します。

- ②各保育施設の各保育年齢の受入可能人数まで、優先順位の高い子どもから入所とします。

※ １ 優先順位が同じ子どもが複数いるときは、提出日の早い方が入所となります。

※ ２ ※ １ のときに提出日が同日のときは、下の表により入所者を決定します。

●優先順位が同じで提出日が同日のときの優先順位

段 階	優 先 順 位
第 1 段 階	転園希望者より、新規入所希望者を優先する。 ※ 愛あい保育園を卒園する子、職場内の託児所や届出保育施設等を利用している子は「新規入所希望者」とします。
第 2 段 階	ひとり親家庭を優先する。
第 3 段 階	保護者の基本点数の合計点を比較し、点数が高い方を優先する。
第 4 段 階	保護者の基本点数の低い方のみを比較し、点数が高い方を優先する。
第 5 段 階	上記によっても入所者が決定しないときは、町長が総合的に判断し入所者を決定する。

利用調整には、「第２希望（第３希望～）の園しか入所できません。。第２希望の園でも入所されますか？」や「きょうだいが別々になってしまいます。。この場合はどうされますか？」等の保護者の皆様の意向確認をすることが多々あります。

このため、申込期限から入所審査の結果がわかるまでには数日間いただくことがあります。

○申込書等の提出から入所するまでの流れ（4月と8月入所（4月入所以外）を例とします。）

時期（4月入所の場合）	保護者、各施設または町がすること	時期（8月入所の場合）
12月1日～12月28日 ※土日祝日は除く	保護者が、町に、申込書を提出する。	5月1日～7月10日
1月上旬～	【一次審査】町が、各施設に、各保育年齢の受入可能人数を確認する。	7月上旬～
1月上旬～	町が、受入可能人数をもとに入所審査と利用調整をする。	7月11日～
入所審査後（※5）	町が、入所審査の結果をもとに入所決定、入所内定または入所保留を決定する。	入所審査後（※5）
1月下旬～	町が、保護者に、各種通知を発送する（※1）。 町が、各施設に、入所決定者の情報を提供する。	7月中旬～7月20日頃
通知到着後～	入所決定した保護者が、各施設に、面談や健康診断等の連絡をする（※2）。	通知到着後～
通知到着後～2月中旬	入所決定とならなかった保護者が、町に、申込書の内容変更の連絡をする（※3 変更がある方のみ）。	通知到着後～
2月下旬～	【二次審査】町が、各施設に、各保育年齢の受入可能人数を確認する（※4）。	—
2月下旬～	町が、受入可能人数をもとに入所審査と利用調整をする。	—
入所審査後（※5）	町が、入所審査の結果をもとに入所決定、入所内定または入所保留を決定する。	—
3月上旬～	町が、保護者に、各種通知を発送する（※1）。 町が、各施設に、入所決定者の情報を提供する。	—
通知到着後～	入所決定した保護者が、各施設に、面談や健康診断等の連絡をする（※2）。	—
3月中旬～	入所決定とならなかった保護者が、町に、申込書の内容変更の連絡をする（※3 変更がある方のみ）。	—
4月1日～	子どもが、各施設に、入所する。	8月1日～

※1 入所決定の方には「決定通知」、内定の方（審査時点で未転入等）には「内定通知」、入所できなかった方には「保留通知」を送付します。

※2 各保育施設により、「保護者から施設に連絡」や「施設から保護者に連絡」等対応が異なりますが、原則として、「保護者が施設に連絡」してください。

※3 申込書の内容変更とは、「希望施設を追加または変更する」や「求職中で申し込みをしていたが、勤務することが決まった」、「勤務体系（勤務時間）が変更となった」等です。希望施設の追加や変更は電話連絡等がかまいませんが、保育の必要な事由については就労証明書等の書類の提出が必要です。

なお、変更がない場合は、連絡する必要はありません。

※4 一次審査の後、受入可能人数が残っているときや入所の辞退等があった場合は、二次審査を実施します。

なお、受入可能人数が残っていない場合には、二次審査は実施できません。

※5 利用調整は各保護者の意向により、日数を要します。このため、入所審査以降は時期に変動があります。

◎届出が必要なときに届出をしない または 届出をした内容と事実が異なるときは、、、

保育の必要な事由に変更があつてから10日以上経過している、故意に届出をしていないまたは届出をした内容が事実と異なるときは、「保育の必要な事由が認められないため、保育園を退園していただく」ことがあります。

また、「変更があつた月の翌月に遡って保育料が変更となる」ことがあります。

このため、仕事を辞めたときや仕事が変わったとき等の世帯状況に変化があつた場合は、遅延なく届出を行ってください。

◎口座振替依頼書を出したはずだが、口座引き落としではなく納付書が届いた、、、？

口座引き落としの登録が間に合いませんでした。お手数おかけして申し訳ありませんが、その月の保育料は納付書でお支払いいただきますようお願いいたします。次の月からは口座引き落としに変更させていただきます。

「口座振替依頼書」は各金融機関の主要支店や本店で一旦集約し、処理の後、保育担当係に届けられています。この処理や移動等に日数（1～2週間程度）を要するため、このようなことがあります。

◎支払ったはずだが、督促状が届いた、、、？

「納付した」という情報が督促状作成時点で保育担当係に届かなかつたため、行き違いで発送してしまったものです。

「領収証もあるし、確実に支払った！」という場合は、お手数おかけしますが、督促状を破棄していただきますようお願いいたします。

「支払つたと思うが、領収証がないので勘違いかも、、、」という場合は、1週間程度日数をあけ、支払いがされているかをお問い合わせください。

納付書によるお支払いの場合は、「納付した」という情報は各金融機関または各コンビニの主要支店や本店で一旦集約し、処理の後、保育担当係に届けられています。この処理や移動等に日数（金融機関ではおおよそ1週間、コンビニでは最大2週間程度）を要するため、このようなことがあります。

◎保育料が滞納となっているときや 電話や手紙への返事がないときは、、、

その月の保育料が納期限までに納付されなかつたときは、督促状を送付させていただきます。

毎月分の納付書や督促状でのお支払いがなく、保育料に未納がある場合は、「ご自宅への督促状等の送付」、「ご自宅や携帯電話への電話連絡」、「ご自宅への訪問」等によりお支払いの督促をさせていただきます。

督促状の送付後もお支払いがないことや折り返しのご連絡をいただけないことが続く場合は、「勤務先への電話連絡や訪問」、「勤務先への給与照会や給与差押さえ」等の対応をさせていただきます、ご了承ください。

◎遠賀町の保育施設を利用して、年度途中で町外に転出したら、、、？

原則として「転出した月の月末で退園」となります。

ただし、次の条件を満たすときは、転出した月の属する年度末まで利用可能です。

- ・0～4歳児は、転出時点でその年齢に待機児童がいなければ、年度末まで利用可能
- ・5歳児は、転出時点でその年齢に待機児童がいても、年度末まで利用可能

なお、上記の条件を満たし、転出後に年度末まで利用する場合は、転出先の市区町村で「広域入所（広域委託）」の手続きが必要です。

転出の予定がある場合は、事前に転出先市区町村の保育担当係と遠賀町の保育担当係にご連絡ください。

◎幼稚園 や 職場の託児所等に入っていると、入所審査で不利になりますか？

不利になりません。

他の保育施設等を利用していることによる減点はなく、どの保育施設等も利用していない子どもと同じ基準で優先順位を判定し、同じ基準で入所審査を行います。

◎育児休業等取得中なのですが、保育園の入所申し込みできますか？

育児休業等の復帰日（勤務開始日）により、できたりできなったりします。

遠賀町では「育児休業等から復帰する日の前の月から入所申し込みができる。」としていますので、

- ・ 4月10日まで育児休業等を取得する場合（＝4月11日から勤務開始する場合）
→4月1日入所の申し込みができる。
- ・ 9月10日まで育児休業等を取得する場合（＝9月11日から勤務開始する場合）
→8月1日入所の申し込みができる（4月1日入所の申し込みはできない。）。

ただし、勤務先に「保育園に入れたら早期復帰する」という申し出をしたうえで、就労証明書に「早期復帰可能」等の記載がされていれば、9月10日まで育児休業等を取得する場合でも4月1日入所の申し込みができます。

育児休業等取得中に申し込みをし、保育園に入所したときは、「入所できた月の翌月には職場復帰すること」が入所の条件となります。

◎入所審査前 や 利用調整前の「入所できますか？」等の質問には、、、

「今の時点では、まだわかりません。」としかお答えできません。

これは、「個人情報が含まれるので、、、」や「伏せている」からではなく、「締め切りを迎えていない」ためです。詳しくは、「答えた時点から締め切りまでの間に、申込書の提出（または申し込みの辞退）があり、答えた内容（入所できるまたはできない）が変わる可能性が高い」からです。

お答えできるのは、事務決裁完了の後、各種通知の発送以降です。

今後の勤務等の見通しのため、入所できるかどうか大きなことだとは理解していますが、確定していないことをお伝えすることはできませんので、ご理解ください。

◎電話での入所審査結果の確認は、、、

「保護者から電話での結果確認」や「役場からの電話での結果連絡」は原則できません。

結果の通知については各種通知（決定、内定、保留）により申し込みをされている保護者全員に一齐に文書で送付しますので、公平性の観点から特定の保護者のみにご連絡することは原則としてできません。

ただし、各種通知の発送後に保育担当係にお越しになり、来庁者と申込者との関係性の確認（申込書に記載されている場合は、同居者でも可能）ができた場合は、口頭で結果をお伝えすることができます。

◎決定通知（や保留通知など）捨ててしまったんだけど、もう1回もらえますか？

申し訳ありませんが、再発行はできません。

各種通知（決定、内定、保留など）は町長印（電子公印含む）の押印された正式な文書ですので、保護者の皆さまで必要な時期まで大切に保管してください。

入所決定通知は保育園から提示を求められることや育児休業復帰のときや新しく仕事を始めるときに、入所保留通知は育児休業等の延長をするときに必要となることがあります。

このページは、「遠賀町の子どもが遠賀町の私立保育園を利用している（または利用する）場合」のことを記載しています。

遠賀中央幼稚園、愛あい保育園や町外の保育施設等を利用している（または利用する）場合は、このページに記載されたことと異なることがありますので、利用している施設等にお問い合わせください。

幼児教育・保育の無償化

負担軽減を目的として、令和元年10月1日から「幼児教育・保育の無償化」が始まり、「3歳以上児の全ての子どもと3歳未満児の住民税非課税世帯の子どもの保育料、各事業の利用料等」の無償化が開始されました。

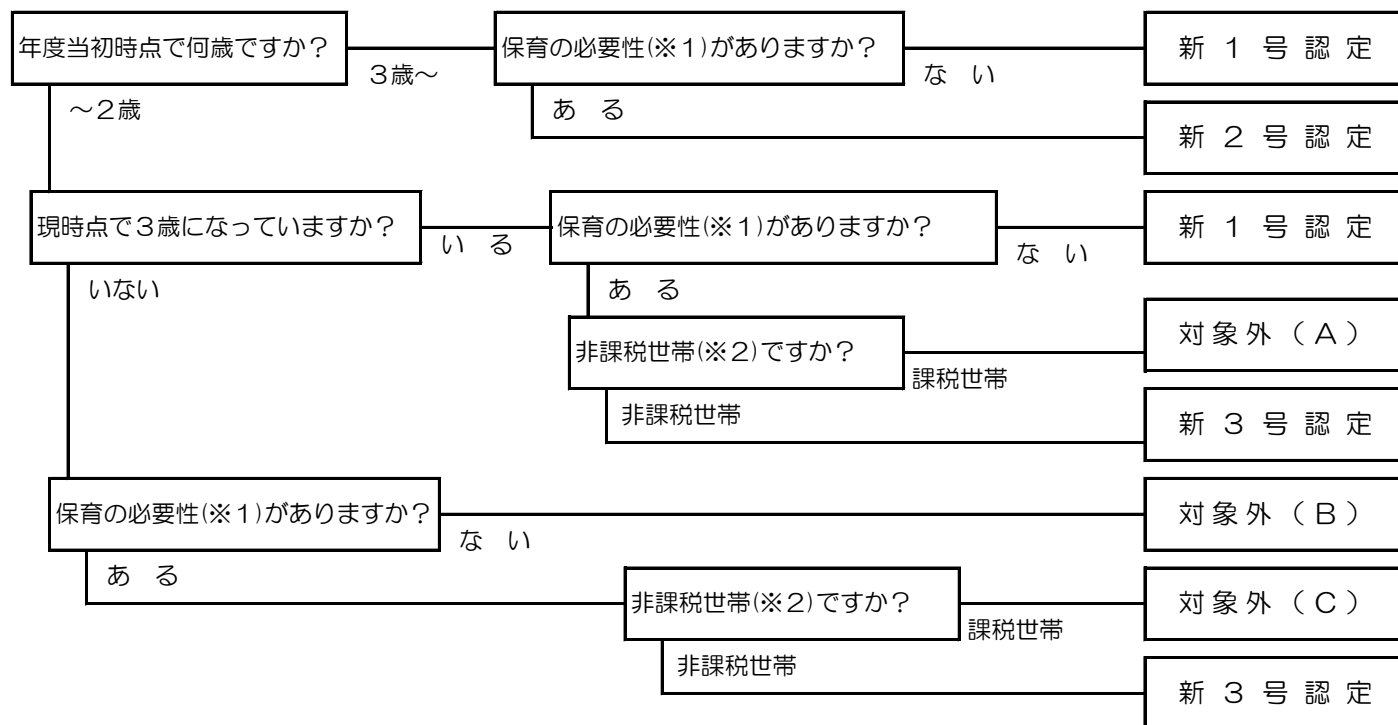
無償化の対象となるためには、各施設等を利用する前に「子育てのための施設等利用給付認定申請書」を保育担当係に提出していただく必要があります。

「子育てのための施設等利用給付認定」は、子どもの年齢、世帯の状況や希望する施設と事業等により3つに区分されます。

また、この認定と利用している施設等の組み合わせにより、無償化の対象となる額が異なります。

<<認定こども園（保育園部分）や保育園を利用中の方は、手続き不要です。>>

○子育てのための施設等利用給付認定のフローチャートと表（どちらも結果の認定区分は同じです。）



年 齢	世 帯 の 状 況		子 育 て の た め の 施 設 等 利 用 給 付 認 定 区 分
	保 育 の 必 要 性	課 税 ・ 非 課 税	
3歳児～	ない	—	新1号認定
	ある	—	新2号認定
2歳児 (3歳到達)	ない	—	新1号認定
	ある	課税世帯	対象外(A)
非課税世帯		新3号認定	
2歳児 (3歳未到達)	ない	—	対象外(B)
	ある	課税世帯	対象外(C)
		非課税世帯	新3号認定

対象外(A)

- 課税世帯のため、対象外。
- 新1号であれば、無償化対象。

対象外(B)

- 3歳未到達のため、対象外。
- 3歳到達で新1号であれば、無償化対象。

対象外(C)

- 3歳未到達、課税世帯のため、対象外。
- 3歳到達後、新1号であれば、無償化対象。

※1 保育の必要性とは、保護者のどちらも（ひとり親の場合はどちらか）が就労（月60時間以上）、病気等、就学や求職（3カ月間、1年度に1回限り）等の要件に該当する場合に「必要性あり」となります。

※2 非課税世帯とは、同じ住居に住む人全てが非課税の場合に「非課税世帯」となります。
(住居でみるため、住民票上世帯分離している場合であっても、全員が対象となります。)

○認定区分と利用施設による無償化対象事業と上限額

「子育てのための施設等利用給付認定」と利用している施設による無償化の対象事業、保育料や利用料の無償化上限額（月額）は、次の表のとおりです。

認定区分	利用している施設	対象となる事業等	上限額
新1号認定	・幼稚園 ・認定こども園（幼稚園部分）	・対象事業なし（※1）	— （※2）
新2号認定	・幼稚園 ・認定こども園（幼稚園部分）	・預かり保育事業 ・一時預かり事業 ・病児保育事業 ・ファミリー・ヒート・センター ・届出保育施設（※3）	11,300円 （※4）
	・届出保育施設	・対象事業なし（※5）	37,000円
	・常時、利用している施設はない	・一時預かり事業 ・病児保育事業 ・ファミリー・ヒート・センター	37,000円
新3号認定	・幼稚園 ・認定こども園（幼稚園部分） ※ 正式入園後が対象です。	・預かり保育事業 ・一時預かり事業 ・病児保育事業 ・ファミリー・ヒート・センター ・届出保育施設（※3）	16,300円 （※4）
	・届出保育施設	・対象事業なし（※5）	42,000円
	・常時、利用している施設はない	・一時預かり事業 ・病児保育事業 ・ファミリー・ヒート・センター	42,000円
対象外 （A・B・C）	年齢到達（3歳または3歳児になった）や世帯状況の変更（保育の必要性が発生した、非課税世帯となった）により無償化の対象となります。		

※1 保育の必要性がないため、教育標準時間（幼稚園部分）の保育料のみが無償化の対象です。

※2 利用している施設の保育料が0円となるため、無償化による上限額はありません。

※3 開所時間が十分（1日8時間未満または年間200日未満）でない施設を利用している場合は、一時預かり事業等の利用料のみが無償化の対象です。

※4 預かり保育事業等の利用料のみが無償化の対象です。

※5 開所時間が十分（同上）または保護者任意のため、利用している施設の保育料のみが無償化の対象です。

○無償化の方法、返還のための手順等

無償化の方法として、法定代理受領と償還払いの2種類があります。

法定代理受領の場合は、利用施設が遠賀町に保育料等を請求するため、保護者の方の請求手続きは不要です。

償還払いの場合は、一旦、保護者の方が利用施設に保育料等を支払い、後日、遠賀町（または施設）が保育料等を返還しますので、「保護者が遠賀町に保育料等を請求する」という手続きが必要です。

利用施設や事業等により方法が異なりますので、手続きや手順等は保育担当係が利用している施設にお問い合わせください。

◎返還のための手順

①毎月または年4回、施設から「領収証」と「提供証明書」を受け取り、保管してください。

②年4回、保育担当係（または施設）に「請求書」、「領収証」と「提供証明書」を提出してください。

※ 初回請求時は、振込先の確認のため「預金通帳の写し」も併せて提出してください（通帳をお持ちいただければコピーをとらせていただきます）。

◎請求の時期と支払い時期

7月中旬までに4～6月分、10月中旬までに7～9月分、1月中旬までに10～12月分、4月中旬までに1～3月分を請求し、請求した月の翌月中に振り込みにてお支払いする予定です。

無償化の対象となる保育料等は、「領収証」と「提供証明書」により判断します。これらが無い場合は、返還対象外となりますので、失くさないようご注意ください。

なお、請求する時期が指定する期限を過ぎてしまった場合等は、返還対象外となる場合があります。

遠賀町の地図（各施設の配置図）

